

2-6 ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進 (2/3)

項目	市などの行政の役割と施策		
2. 適正な再使用・再生利用の推進	[1] 資源集団回収団体の助成・育成	●集団回収の促進	資源集団回収活動実施団体への助成を行い、団体の育成を進めます。 優良団体への表彰制度を創設します。
	[2] リサイクルルートの整備	●回収拠点の拡充	小学校拠点空き缶回収事業や牛乳パック回収拠点づくりなどの回収拠点の拡大を図ります。市民への店頭回収実施店舗の情報提供を進めます。
		●流通ルートの構築	家電リサイクル法、建設リサイクル法等新たなリサイクルに関する制度にも適切に対応するとともに、排出ルールの周知・徹底にも努めます。 許可業者や資源回収業者等と連携し、オフィス町内会といったリサイクルのための共同化を誘導します。 処理手数料の見直しを図ります。 事業系指定袋制の導入を図るよう指導します。
		●リユース・リサイクル拠点の拡充	「リサイクル工房」等拠点整備を進めます。 フリーマーケットの開催を促します。
		●グリーン購入等の推進	再生品(資源)の利用を促進するため、啓発活動や環境教育を推進します。 物品を調達する際には再生品を積極的に使用します。(グリーン購入の推進等) 不用品交換情報案内システムの充実を図ります。 ごみの減量化・再資源化推進宣言の店(スリム・リサイクル宣言の店)制度を推進します。
	[4] 処理施設での適切な対策	●資源エネルギーの回収	破碎施設における金属回収を進めます。 クリーンセンターにおいて余熱利用を促進します。
	[5] 環境産業の育成	●環境産業の育成	本市の地域特性を活かした環境産業の誘致・育成に努めます。 【トピックス参照 環境産業の育成】

【トピックス 環境産業の育成】

リサイクルの推進が着目される中で、環境産業の果たす役割も大きくなってきています。特に神戸市の地域特性を活かした環境産業の誘致・育成に努めます。例えば、できる限り市域内で完結するリサイクルシステムの形成を図るため、都市部の食品産業と農村地域との連携を強化し、食品調理くず等のリサイクル推進に向けた新たな技術開発・システムづくりを市内産業と有機的に連携して取り組むなど、市内産業・農業との共生の実現を目指していきます。

市民の役割	事業者の役割	自律・協働のしくみ
新聞、ダンボールなどの回収に協力します。また、リサイクル講座などの市民活動に参加します。		資源集団回収活動実施団体への支援制度【※99】
拠点回収に協力します。	店頭回収実施への参画を進めます。	小学校拠点空き缶回収システム【※113】、牛乳パックの地域回収拠点づくり【※55】、スリム・リサイクル宣言の店制度【※123】
家電リサイクル法等の新たなリサイクル制度に適切に対応します。	家電リサイクル法等の新たなリサイクル制度に適切に対応します。	家電リサイクル法【※23】、建設リサイクル法【※69】
	リサイクルを進める共同体制に積極的に参画します。	オフィス町内会【※19】
リサイクル工房などを活用し、再使用(リユース)努めます。		リサイクル工房【※187】、リサイクルプラザ【※188】
フリーマーケットに参加します。		フリーマーケットの情報提供
エコマークやグリーンマークのついた再生品を積極的に購入・使用します。	生産段階において、再生資源を積極的に利用します。 流通段階において、再生品の販売を積極的に進めます。 再生品を積極的に利用します。	グリーン購入運動【※62】
レインボーシステムに登録します。		レインボーシステム【※196】
ごみの減量化・再資源化推進宣言の店で買い物を行います。	ごみの減量化・再資源化推進宣言の店(スリム・リサイクル宣言の店)への参加を進めます。	スリム・リサイクル宣言の店制度【※123】
	他業者との連携を図り、リサイクルシステムの形成に協力します。 環境に関連した技術開発やシステム作りを進めます。	

【トピックス 環境産業の育成(続き)】

また、港湾機能の活用など、新たなリサイクル産業の可能性も検討していきます。循環型社会を実現するためには、これらの環境産業を育成し、相互に関連させていくことが重要であり、このための技術的支援・経済的支援等のあり方も含めて検討していきます。

参照 重点施策⑤環境調和型産業の育成 (P. 132~133参照)

2-6 ごみの発生抑制と再利用・再生利用の推進 (3/3)

項目	市などの行政の役割と施策		
3・適正処理の推進	[1] 分別の推進	●分別区分の確立	空き缶・空きビン・ペットボトルの全市での分別収集を実施します。分別マニュアルの作成やルールチラシの全戸配布などにより分別排出の徹底を図ります。「焼却」「破砕」「リサイクル」「埋立」の4区分に対応したごみの分別区分の確立を図ります。
	[2] 施設整備の推進	●処理施設の計画的整備	クリーンセンター(ごみ焼却施設)など中間処理施設を計画的に整備します。ガス化溶融炉などの新処理技術の調査・研究を進めます。
		●ダイオキシン類対策の徹底	クリーンセンター(ごみ焼却施設)のプラントの運転にあたっては、燃焼管理の徹底を図ります。法律に基づき定期的に濃度を測定するとともに、測定結果についてはすみやかに公表します。
	[3] 最終処分場の整備	●最終処分場の安定的確保	新規処分場の確保と延命化のための調査・研究を進めます。 フェニックス事業【※160】への参画を進めます。
[4] 不法投棄等、不適正処理の防止	●不法投棄防止対策の推進	あらゆる機会を通じて、市民や排出事業者・処理業者等に対して指導・呼びかけ等を行い、市民意識の高揚による相互監視体制の強化を図ります。	
		警察等関連機関との連携強化を図ります。 産業廃棄物管理票制度【※98】の普及・啓発に努めます。	
	●不適正処理の防止	適正なごみの処理を指導します。	

市民の役割	事業者の役割	自律・協働のしくみ
ごみの分別を徹底します。 ごみステーションが適正に利用できるように管理します。	ごみの分別を徹底します。	
	産業廃棄物処理施設の整備を進めます。	
クリーンセンターでの環境対策について、理解に努めます。		環境対策報告
ごみを出す際のルールを守ります。 不法投棄を行いません。	ごみを出す際のルールを守ります。 不法投棄を行いません。	不法投棄防止連絡会議
	産業廃棄物を適正に処理します。	
公益上若しくは社会慣習上のやむを得ない焼却行為を除く、違法な野焼きや自家焼却処理などのごみの不適正処理を行いません。 たばこや空き缶などのごみのポイ捨てをしません。	野焼きなどごみの不適正処理を行いません。 建設系廃棄物を適正処理します。 法令等を守るとともに、環境保全に支障が生じた場合には原状回復措置を講じます。	神戸市ポイ捨て禁止条例

【※87】ごみ減量円卓会議

ごみ減量円卓会議は、平成12年度に策定した「神戸市一般廃棄物処理基本計画」をフォローアップし、ごみの減量化や資源化を推進していくため、行政の取り組みだけでなく、市民・事業者の自主的な取り組みや三者の話し合い、協働の取り組みが必要との考えのもと、地球環境市民会議の廃棄物の減量・資源化に関する部会として設けられています。
ごみ減量円卓会議のメンバーは、市民(公募委員と自治会・婦人会・エコタウンモデル地域の各代表)、事業者(市場・商店街・大規模小売店舗・コンビニ業界・商工会議所・マスコミの各代表)、行政(収集現場の代表も含む)の三者とコーディネーター役として学識経験者より構成しています。

【※162】ふれあいごみスクール

実際のごみ収集作業を見て、考え、行動することを目的とした、神戸市の小学校4年生対象の「ごみ問題」を保護者とともに学ぶ体験学習。

【※196】レインボーシステム

各家庭で使用しなくなった不用品をごみとして排出する前に、その情報を登録し、必要とする人が電話やFAXなどを利用して容易に検索できる、神戸市独自の情報登録・検索システム。ごみの減量化を図るとともに市民レベルでのリサイクル活動の側面的支援を行っています。

【※93】コンポスト化

下水汚泥、ごみ、家畜ふん尿、木屑などの有機物を、微生物により発酵させ堆肥化し、肥料や土壌改良材などとして再生利用すること。家庭では、通常、生ごみを発酵菌とともにコンポスト化容器に入れ、発酵させて作ります。

【※113】小学校拠点空き缶回収システム

小学生が登校時に持参した空き缶を定期的に回収し、回収量に応じて年1回小学校に売却益を還元するシステム。小学生に空き缶等のポイ捨てをしないというマナーを習慣として身につけてもらうとともに、資源の大切さを認識してもらうことを目的として、昭和59年より実施している。

【※187】リサイクル工房

市民から提供のあった古本、育児・子ども用品の展示やごみとして捨てられていた家具・自転車を修理・展示し、市民に提供することにより、リユース・リサイクルの推進を図るための施設で、13年度には2施設が設置された。

【※123】スリム・リサイクル宣言の店制度

牛乳パック、空き缶、トレイなどの再生資源の回収や簡易包装の推進など、ごみの減量化・再資源化などに取り組む店舗。神戸市が平成7年度より指定している。

【※19】オフィス町内会

オフィスビル街で、近隣の事業者と共同で、住宅地の町内会で実施されているような古紙等の集団資源を実施すること又はその事業者の集まりを指します。

